

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を 受働債権としてする相殺の可否

（最高裁平成26年6月5日第一小法廷判決、平成24年（受）第908号
損害賠償等請求及び独立当事者参加事件（一部破棄自判・一部上告棄却）、
民集68巻5号462頁、判時2233号109頁、判タ1406号53頁）

上江洲 純子

【事実の概要】

(1) A社の代表取締役であるX（原告・被控訴人・上告人）は、Y銀行（被告・控訴人・被上告人）から、平成12年1月6日以降平成19年3月28日までの間に、数次にわたって投資信託受益権を購入し（以下、「本件受益権」という。）、その際、Y銀行との間で投資信託受益権の管理等を委託する旨の契約（以下、「本件管理委託契約」という。）を締結して、それらの管理をY銀行に委ねていた。

また、Y銀行は、A社に対して、平成20年11月25日に7000万円を貸し付けており、平成21年3月31日時点での貸付残高は約6000万円となっていた。そして、このようなA Y間の銀行取引によりA社が負う債務については、Xが連帯保証していた。

(2) 本件の投資信託は、主な投資対象を株式、不動産投資信託証券又は公社債とする投資信託で、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものであった。その際、委託者、受託者、販売会社及び受益者の4者の権利義務関係は、委託者である投資信託委託会社と受託者である信託会社との関係は投資信託約款による信託契約により、投資信託委託会社と販売会社との関係は投資信託の募集販売委託契約により、販売会社と受益者との関係は本件管理委託契約により、それぞれ規律されていた。本件では、販売会社であるY銀行が当該募集販売委託契約に基づき投資信託受益権の販売等の業務を行い、受益者であるXは本件管理委託契約を締結した上で、Y銀行から本件受益権を順次購入したものである。

なお、本件管理委託契約、信託契約及び募集販売委託契約によれば、Xが本件受益権について解約を申し込む場合は、次の手順によることとされていた。

- ① Xは、Y銀行に対し、本件受益権に係る前記信託契約の解約の実行の請求（以下、「解約実行請求」という。）をする。
 - ② Y銀行は、投資信託委託会社に対し、解約実行請求があった旨を通知する。
 - ③ 投資信託委託会社は、前記信託契約の一部を解約し、信託会社が、Y銀行に対し、解約金を振り込む。
 - ④ Y銀行は、Xに対し、上記解約金を被告銀行の営業所等において支払う。
- (3) 平成20年12月29日に、Xが支払を停止し、それを知ったY銀行は、平成21年3月23日に、本件受益権につき、債権者代位権に基づいて、XがY銀行に対して行うものとなっている解約実行請求をXに代わって行い、投資信託委託会社に対して、解約実行請求があった旨の通知をした。

これにより、本件受益権に係る信託契約の一部が解約され、平成21年3月26日に、信託会社からY銀行に開設されたXの振込先口座に、解約金として約717万円（以下「本件解約金」という。）が振り込まれ、Y銀行は、本件管理委託契約に基づき、Xに対し、本件解約金の支払債務（以下「本件債務」という。）を負担した。

- (4) Y銀行は、平成21年3月31日に、Xに対し、上記保証債務履行請求権を自働債権、本件債務に係る債権を受働債権とし、これらを対当額で相殺する旨の意思表示をした（以下「本件相殺」という。）。

その後Xが、平成21年4月28日に、再生手続開始の申立てを行い、同年5月12日に、再生手続開始決定を受けたことから、XがY銀行に対し、相殺の無効などを主張して本件解約金の支払を求めて訴えを提起したのが本件である¹。

- (5) 第1審判決（名古屋地判平成22・10・29民集68巻5号489頁）は、本件相殺の有効性を認めず、Xの請求を認容した。「民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」というためには、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なもの

¹ なお、本件では、A社・Xの監督委員となったZ（参加人・被控訴人・被告）が、Y銀行の行為について否認権を行使しようと独立当事者参加しているが、本稿においては取り上げない。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

である必要がある」とした上で、本件については、Xの本件受益権はY銀行以外の他の金融機関等への振替が可能であること、本件受益権の換価方法は解約のほか、買取請求や償還などの方法があることからすれば、換価方法として解約の方法が必ず選択されるというものでもなく、そのためY銀行に解約金支払債務が発生する確実性に乏しいことから、解約金支払債務が相殺の対象となるような特約を設けていない限り、本件の場合は具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものであるとはいえないとした。

(2) Y銀行が控訴したところ、原判決（名古屋高判平成24・1・31民集68巻5号509頁²）は、Y銀行のXに対する本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」によるものと認めるのが相当であり、したがって本件相殺は有効であるとして、第1審判決を取り消し、Xの請求を棄却した。その理由は、本件受益権が本件管理委託契約に従ってY銀行により管理されている場合、Y銀行の本件債務は、本件受益権分について委託者から解約金の交付を受けることを停止条件とする債務としてY銀行が負担するものであるため、本件管理委託契約が存続し、これに従って本件受益権がY銀行によって管理されている限りは、本件受益権について他の換金方法があるとしても、換金方法としては解約の方法が一般的であることから、Y銀行がその有する本件連帯保証債権をもって本件債務に対応するXの債権を相殺することについては合理的な期待を有しているというものであった。これに対して、Xが上告受理申立を行った。

² 原判決に対する評釈として、野村剛司「支払停止後に債権者代位権により解約した投資信託の解約金との相殺の効力（積極）」法学セミナー増刊〔速報判例解説 Vol.11 新・判例解説 Watch〕171頁（2012）、堂園昇平「再生手続における条件付債務を受働債権とする相殺の効力（消極）、投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺の合理的期待（積極）」金融法務事情1953号26頁（2012）、高山崇彦＝辻岡将基「名古屋高判24.1.31と金融実務への影響」金融法務事情1944号6頁（2012）、木村真也「支払停止後の投資信託受益権の解約と民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に基づく相殺の可否（名古屋高判24.1.31）」事業再生と債権管理136号74頁（2012）、中西正「証券投資信託における受益者の破産・民事再生と相殺一名古屋高裁平成24年1月31日判決の検討」銀行法務21743号22頁（2012）、本多正樹「投資信託の解約金返還債務と保証債権との相殺を認めた事例」ジュリスト1460号103頁（2013）、高木裕康「相殺の可否（4）—支払停止後の投資信託受益権解約と「前に生じた原因」別冊ジュリスト216号〔倒産判例百選（第5版）〕134頁（2013）。

【判 旨】

一部破棄自判・一部上告棄却

- (1) 「民事再生法は、再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨が没却されることのないよう、93条1項3号本文において再生債権者において支払の停止があったことを知って再生債務者に対して債務を負担した場合にこれを受働債権とする相殺を禁止する一方、同条2項2号において上記債務の負担が「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記再生手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される。」
- (2) 「前記事実関係によれば、本件債務は、Xの支払の停止の前に、XがY銀行から本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理をY銀行に委託したことにより、Y銀行が解約金の交付を受けることを条件としてXに対して負担した債務であると解されるが（最高裁平成17年（受）第1461号同18年12月14日第一小法廷判決・民集60巻10号3914頁参照）、少なくとも解約実行請求がされるまでは、Xが有していたのは投資信託委託会社に対する本件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しくXの責任財産としての期待を有しているといえる。Xは、本件受益権につき解約実行請求がされたことにより、Y銀行に対する本件解約金の支払請求権を取得したものであるが、同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するものとみることができる。その上、上記解約実行請求はY銀行がXの支払の停止を知った後にされたものであるから、Y銀行において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであるとはいえない。また、Xは、本件管理委託契約に基づきY銀行が本件受益権を管理している間も、本件受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をすることができたのである。このような振替がされた場合には、Y銀行がXに対して解約金の支払債務を負担することは生じ得ないのであるから、Y銀行がXに対して本件債務を負担することが確実であったということもできない。さらに、前記事実関係によれば、本件においては、Y銀行がXに対して負担することとなる本件受益権に係る解約金の支払債務を受働債権とする相殺を

2 倒産手続における相殺の規律

そもそも債権者と債務者との間に、同種の債権債務が対立している状態にある場合には、その対等額で相殺することが認められている（民法505条）。相殺は、簡易な決済方法という機能のほか、債務者の資力が低下した場合でも債権の回収が不能となる危険を回避することができ、その意味で、担保権の設定を受けたのと同様の効果があるとされることから、担保的機能を有するともいわれている。

そして、債務者の資力低下がもっとも顕著に現れるのが倒産であり、この場合に相殺を認めないと、相殺の担保的機能が損なわれてしまうことから、倒産手続においても相殺は原則認められている。しかし、相殺は、相殺権を行使した債権者が優先的に弁済を受けることにより、その分債務者の資産を減少させてしまうため、無制限に許されるべきものでもない。

そこで、倒産手続では、債権者による相殺権の行使を原則認めつつも（破77条1項、民再92条1項）、債権者間の公平・平等の観点から相殺を禁止する規律（破71条1項・72条1項、民再93条1項・93条の2第1項）を設けてバランスをとり、さらに、相殺の担保的機能に対する債権者の期待を保護するために、相殺禁止の規律に対する例外（破71条2項・72条2項、民再93条2項・93条の2第2項）を定めている。

そのうち本件は、再生手続において、債務者の支払停止後に債権者がこれを知って債務を負担し相殺した場合に、民事再生法93条1項3号により相殺が禁止されるか、相殺禁止の例外として民事再生法92条2項2号に基づいて相殺が許されるかが争われたものである。

平「投資信託解約金相殺事件—銀行は販売した金融商品を買い込めるのか？」法学セミナー721号6頁（2015）、杉本和土「信託契約の解約により再生債務者が取得した解約金支払債権を受働債権とする相殺の可否」法学教室別冊付録414号〔判例セレクト2014（Ⅱ）〕35頁（2015）、高田賢治「再生債権者が支払停止を知って投資信託受益権の解約金支払債務を負担した場合、民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」にあらず、相殺禁止とされた事例」私法判例リマークス51号140頁（2015）、近藤隆司「再生債権者に対する投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺が許されないとされた事例」明治学院大学法律科学研究所年報31号307頁（2015）、畑瑞穂「証券投資信託の解約金支払請求権を受働債権とする相殺と再生手続」金融法務事情2025号22頁（2015）参照。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

3 投資信託の法律関係と解約金支払債務の法的性質

ところで、投資信託は、投資信託委託会社を委託者、信託会社を受託者とし、投資信託受益権を購入した投資家を受益者とする信託契約を締結し、投資家から資金を募集し、その資金を受託者に信託し、信託財産を運用することを目的とする信託である⁴。委託者と受託者は、信託契約を締結し、受託者が信託財産の運用等を行う。委託者は、銀行等の金融機関である販売会社との間で販売契約を締結し、販売会社を通じて、投資家に投資信託受益権を販売する。販売会社は受益者との間で締結した管理委託契約に基づいて投資信託受益権の管理・解約等を行っている。

受益者は、運用実績に応じて収益の分配を受けることができる。受益権の換金方法としては、解約実行請求による方法、買取請求による方法等があり、本件では前者が用いられている。

通常、受益者が解約実行請求を行う場合は、受益者から販売会社に対して信託契約の解約実行を求め、販売会社はこれを委託者に通知する。それにより、委託者は受託者との間で一部解約の手続を行い、これによる解約金を販売会社に交付する。販売会社はこの解約金を受益者が届け出ている販売会社の指定預金口座に入金することにより、受益者は解約金を受領することになる。受益者自身が投資信託の解約権を有するのではなく、解約権その実行を販売会社に請求し、販売会社はその旨を委託者に通知することで、これを受けた委託者が受託者との間で解約の手続を行うという仕組みである。

このような手順を経て発生する、受益者の販売会社に対する解約金支払請求権の法的性質については、最判平成18年12月14日民集60巻10号3914頁（以下「平成18年判決」という。）が、「販売銀行は受益者に対し、委託者から一部解約金の交付を受けることを条件とする解約金の支払い義務を負い、受益者は、販売銀行に対し、上記条件の付いた一部解約金支払請求権を有するものと解するのが相当である」と判示したことから、停止条件付の債権であると解されている。これを踏

⁴ 投資信託の仕組みや法律関係の詳細については、伊藤尚「破産後に販売会社に入金になった投資信託解約金と販売会社の有する債権との相殺の可否」金融法務事情1936号54頁以下(2011)、高山=辻岡・前掲注2)7頁以下参照。

まえて、本判決も同様に、平成18年判決を引用して、本件の解約金支払債務については、XがY銀行から投資信託受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理をY銀行に委託したことにより、Y銀行が解約金の交付を受けることを条件としてXに対して負担した債務、すなわち停止条件付債務であると解している。

4 民事再生法93条1項3号の該当性

本件でY銀行が負う解約金支払債務が、停止条件付債務であるとする、本件における停止条件が成就したのは、Y銀行が債権者代位権に基づいて本件解約請求権を代位行使して解約金を受領したとき、すなわちXの支払停止後となる。そのため、民事再生法93条1項3号の「支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合」に該当するかどうか問題となる。

本件のような停止条件付債務に関して「債務を負担した」時期をいつと解するかについては、停止条件付債務の成立時とする見解と停止条件が成就して債務が具体的に発生した時と解する見解がある⁵。

本件において、Y銀行は前者を主張していたものの、この見解を採ると、民事再生法93条2項2号に規定する相殺禁止の例外規定が空文化してしまうため、有力説は、条件成就時を基準と捉えている⁶。

判例は、会社整理手続において手続開始後に停止条件付債務の条件が成就した事案（最判昭和47年7月13日民集26巻6号1151頁）で、旧破産法104条1号（破71条1項1号）の「債務を負担した」ときとは、債務を現実負担した時期を意味するとして、停止条件付債務については、「条件が成就にすることよってはじめて債務を負担するにいたる」としたものがある。

本判決は、当該判例を引用していないものの、本件原判決及び第1審判決は当該判例と同様、民事再生法93条1項3号の「債務を負担したとき」とは停止条件付債務についてはその停止条件が成就したときをいうと解すべきであるとした。これを踏まえて、本判決も民事再生法93条1項2号の債務負担の時期については

⁵ 高山=辻岡・前掲注2）9頁参照。

⁶ 才口千晴=伊藤眞監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法〔第2版〕（上）』522頁〔中西正〕（金融財政事情研究会、2010）参照。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

停止条件成就時であることを前提としている。

5 これまでの裁判例

本件が民事再生法93条1項3号の相殺禁止に該当する事案であるとする、本件投資信託受益権の解約金支払債務について、投資信託の管理委託契約が民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に該当するか否かが問題となる。この問題に関する下級審の裁判例としては、民事再生法93条2項2号と同趣旨規定とされる破産法71条2項2号に関する先例のほか、破産手続開始時の停止条件債務の相殺を許容する規定である破産法67条2項の適用が問題となった事案がある。これまでは相殺を肯定するものが多かった。そこで、以下では破産の事案で本件と同様に相殺の規律が問題となったケース(1)・(2)・(3)を紹介し、次に、再生手続に関する事案(4)を取り上げる。

(1) 最判昭和63年10月18日民集42巻8号575頁⁷

①事案の概要

AはY信用金庫(被告・控訴人・上诉人)と信用金庫取引約定を締結し、当該取引約定に基づいて、Yに対して、約束手形12通の取立を委任し、譲渡裏書のうえ交付していた。また、取引約定には、Aが債務の履行をしなかったときにはYが占有するAの手形等を取り立て又は処分してその取得金を債務の弁済に充当することができる旨の条項が含まれていた。

その後、Aは、取引先の倒産の影響により、支払停止に陥ったため、破産を申し立てて破産宣告(破産手続開始決定)を受け、X(原告・被控訴人・被上诉人)が破産管財人に選任された。

手形の取立委任を受けていたYは、12通の約束手形について、Aの支払停止後、その事実を知りつつも、破産宣告前に2通(甲手形)取り立て、破産宣告後に10通(乙手形)を取り立てていた。

そこでXは、Yに対し、甲手形については取立金の引渡しを求めて、乙手形に

⁷ 評釈として、藤田友敬「判批」法協107巻7号1161頁(1990)、森倫洋「相殺の可否(2)」前掲注2)倒産判例百選130頁がある。

については手形金相当額の不当利得の返還を求めて提訴した。これに対して、Yは、信用金庫取引約定に基づいて取得した手形買戻請求権を自働債権とし、手形取立金引渡請求権及び不当利得返還請求権を受働債権として相殺すると主張していた。

第1審（大阪地判昭和58年2月25日民集42巻8号611頁）は、Yの相殺の主張を退けてXの請求を認容し、控訴審（大阪高判昭和59年2月10日民集42巻8号619頁）もYの控訴を棄却した。これに対して、Yが上告したところ、最高裁は、乙手形に関する請求については原判決を維持したものの、甲手形については、次のように述べて、Yの相殺の主張を認め、原判決を破棄してXの請求を棄却した。

②判旨

「破産債権者が、支払の停止及び破産の申立のあることを知る前に、破産者との間で、破産者が債務の履行をしなかったときには破産債権者が占有する破産者の手形等を取り立て又は処分してその取得金を債務の弁済に充当することができる旨の条項を含む取引約定を締結したうえ、破産者から手形の取立を委任されて裏書交付を受け、支払の停止又は破産の申立のあることを知ったのち破産宣告前に右手形を取り立てた場合には、破産債権者が破産者に対して負担した取立金引渡債務は、〔旧破産〕法104条2号但書（破71条2項2号）にいう「前二生ジタル原因」に基づき負担したものに当たると解するのが相当である。けだし、債務者が債権者に対して同種の債権を有する場合には、対立する両債権は相殺ができることにより互いに担保的機能を持ち、当事者双方はこれを信頼して取引関係を持続するのであるが、その一方が破産宣告を受けた場合にも無制限に相殺を認めるときは、債権者間の公平・平等な満足を目的とする破産制度の趣旨が没却されることになるので、同号は、本文（破71条1項3号）において破産債権者が支払の停止又は破産の申立のあることを知って破産者に対して債務を負担した場合に相殺を禁止するとともに、但書において相殺の担保的機能を期待して行われる取引の安全を保護する必要がある場合に相殺を禁止しないこととしているものと解される（最高裁昭和57年（オ）第246号同61年4月8日第三小法廷判決・民集40巻3号541頁参照）、破産債権者が前記のような取引約定のもとに破産者から個々の手形につき取立を委任されて裏書交付を受けた場合には、破産債権者が右

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

手形の取立により破産者に対して負担する取立金引渡債務を受働債権として相殺に供することができるという破産債権者の期待は、同号但書の前記の趣旨に照らして保護に値するものというべきだからである。」

(2) 最判平成17年1月17日民集59巻1号1頁⁸

①事案の概要

YはAとの間で、積立普通傷害保険契約等を締結しており、Aが破産宣告を受けた時点において、一部の保険契約については満期が到来していたが、残りの保険契約については満期が未到来であった。破産宣告時に満期未到来だった保険契約のうち、その一部は破産宣告後に満期が到来して満期返戻金が発生し、残りの保険契約については、破産管財人XがYに対して解約の意思表示をして解約返戻金が発生した。そこで、XはYに対して満期返戻金及び解約返戻金の支払を求めたところ、YはXに対しAの保険金詐取による不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権、Y A間の上記積立普通傷害保険契約等に基づき破産宣告後に満期到来及び解約によって発生した満期返戻金及び解約返戻金を受働債権として、相殺の意思表示をしたとして争った。

②判旨

「[旧] 破産法99条（破67条2項）後段は、破産債権者の債務が破産宣告の時に於いて期限付又は停止条件付である場合、破産債権者が相殺をすることは妨げられないと規定している。その趣旨は、破産債権者が上記債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自働債権とする相殺の担保的機能に対して有する期待を保護しようとする点にあるものと解され、相殺権の行使に何らの限定も加えられていない。そして、破産手続においては、破産債権者による相殺権の行使時期について制限が設けられていない。したがって、破産債権者は、その債務が破産宣告の時に於いて期限付である場合には、特段の事情のない限り、期限の利益を放棄し

⁸ 評釈として、杉山悦子「相殺の可否(1)」前掲注2) 倒産百選128頁、山本克己「破産債権者が破産宣告の時に於いて期限付きまたは条件付きであり破産宣告後に期限が到来または停止条件が成就した債務に対応する債権を受働債権とし破産債権を自働債権として相殺することの可否」金融法務事情1780号52頁（2006）などがある。

たときだけでなく、破産宣告後にその期限が到来したときにも、[旧破産]法99条(破67条2項)後段の規定により、その債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自働債権として相殺をすることができる。また、その債務が破産宣告の時点において停止条件付である場合には、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に停止条件が成就したときにも、同様に相殺をすることができる。」

(3) 大阪高判平成22年4月9日金法1934号98頁⁹

①事案の概要

AはY銀行(被告・被控訴人)との間で、投資信託の受益権に関する取引契約を締結し、投資信託の受益権を購入した。なお、Y銀行が定めた投資信託取引約款等には、Y銀行が受益権販売のほか、解約実行請求の受付、一部解約金の代理受領、受益者への支払等の業務を行うこと、Y銀行の振替口座簿で管理されている受益権は、受益者からの申出により他の口座管理機関に振替ができること、受益権の購入及び解約の申込みはY銀行所定の手続により行うこと、解約金は受益者が届け出たY銀行の指定預金口座に入金されること、解約は受益者からの申出のほか、やむを得ない事情によりY銀行が解約を申し出たときにもなされうることなどが定められていた。

その後、Aは、破産手続開始決定を受けた。破産管財人に選任されたXは、Y銀行に対し、投資信託契約の解約に基づく解約金の支払を求める訴訟を提起した。これに対して、Y銀行は、Xによる訴訟の提起をもってXから投資信託の解約実行請求がなされたものとみて、投資信託の委託者に対して投資信託契約の解約手続を求め、これによりY銀行は委託者から解約金を受領した。その上で、Y銀行は、Xの提起した訴訟において、Y銀行がAに対して有する貸金債権を自働債権、解約金支払請求権を受働債権とする相殺を主張して争った。

第1審(大阪地判平成21年10月22日金判1382号54頁)は、解約金支払請求権の性質について、「Y銀行は、解約実行請求がなされること及び委託者から一部解約

⁹ 評釈として、伊藤尚・前掲注4)52頁、白井正和「投資信託の解約金債権を受働債権とする相殺」別冊ジュリスト214号〔金融商品取引法判例百選〕169頁(2013)など参照。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

金の交付を受けることを条件として解約金の支払義務を負い、Xは、Y銀行に対し、前記条件の付いた解約金支払請求権を有するものと解するのが相当である（最高裁判所平成17年（受）第1461号・平成18年12月14日第一小法廷判決・民集60巻10号3914頁参照）」とした。その上で、このような停止条件付債権を受働債権とし、Y銀行がAに対して有している破産債権を自働債権として相殺することができるかについて、「破産債権者であるY銀行は、Aの破産宣告時において破産者に対して停止条件付債務を負担している場合においては、特段の事情のない限り、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に停止条件が成就したときにも、破産法67条2項後段の規定により、前記停止条件付債務、すなわち、破産財団所属の停止条件付債権を受働債権として、破産債権を自働債権として、相殺をすることができるものと解される（最高裁判所平成13年（受）第704号・平成17年1月17日第二小法廷判決・民集59巻1号1頁参照）」と判示し、本件においては、相殺の主張が許されない特段の事情が存するかどうか問題となるとして、この点につき、「Y銀行がAに負っていた債務は、停止条件付とはいっても、その条件不成就がほとんど考えられず、その債務額も基準価格により、いかなる時期においても容易にその算定をなし得る性質のものである。したがって、Y銀行としては、Aの破産宣告時において、容易に現実化する一定額の債務を負担していたものであって、Y銀行のAに対して有していた破産債権との関係においては、相殺の担保的機能に対する合理的な期待を有していなかったとまでは言えない」とした。また、解約金支払債権が、Xの解約実行請求によらねば現実化しないことを前提に、破産法67条2項による相殺が許されない特段の事情があるというXの主張については、「受益者が破産した場合には、いずれにしても、解約金支払債権は現実化すべきもの」である。そうすると、本件において、「Y銀行による相殺権の行使を否定すべき特段の事情は存しない」として、Xの請求を棄却した。

これに対して、Xが控訴したところ、控訴審は、第1審判決を引用して、その判断を支持した上で、次のような指摘を追加して、控訴を棄却した。

②判旨

「本件契約において、Y銀行は、Aの受益権を管理する口座管理機関であり、Y

銀行を通してのみ他の口座管理機関への受益権の振替及び信託契約の解約による換金が可能であって、また、解約があった場合に、その解約金はY銀行の指定預金口座に入金されることが明らかである。したがって、Y銀行の立場は、受益者であるAと委託者であるBを取り次いで投資信託の販売を行うことで終了するものではなく、その後も、解約若しくは他の口座管理機関への振替がなされるまで、本件契約に基づく受益権をその管理支配下に置いているといえることができる。したがって、このような受益者であるAと口座管理機関であるY銀行との関係は、信託契約の解約金について、Y銀行の知らない間に処分されることがなく、また、その支払はYの預金口座を通じての支払となることからして、相殺の対象となるとY銀行が期待することの相当性を首肯させるものというべきである。」

また、AとYとの間で合意された銀行取引約定における任意処分に関する規定と差引計算に関する規定との関係については、「直接Y銀行に対する権利でないものであっても、Y銀行が事実上支配管理しているものについては、事実上の担保として取り扱うことを内容とする約定であって、このような約定の存在は、本件契約に基づく投資信託の解約金についてもY銀行の相殺の対象と期待することが自然であることを示しているというべきである。」

(4) 名古屋地判平成25年1月25日金法1987号172頁¹⁰

①事案の概要

本件は、Xが再生手続開始の申立てをした後、Yが、〔1〕XがYから購入した投資信託に係る受益権につき、Xとの間の銀行取引約定に基づき解約手続をした上、当該解約金をYのXに対する貸付債権に弁済充当した又は当該解約金返還債務と貸付債権とを相殺した、〔2〕当該受益権について商事留置権を有し、同銀行取引約定と併せ担保権の実行として同貸付債権につき優先弁済を受けた、〔3〕債権者代位権を行使して当該受益権の解約手続をした上、YのXに対する解約金返還債務とXのYに対する貸付債務とを相殺したとすると、その後、再生手続

¹⁰ 評釈として、野村剛司「再生手続開始申立て後に金融機関が解約した投資信託の解約金との相殺の効力（積極）」法学セミナー増刊〔連報判例解説 vol.14 新・判例解説 Watch〕191頁（2014）参照。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

開始決定を受けたXが、Yに対し、上記〔1〕ないし〔3〕はいずれも、XとYとの間の投資信託受益権の管理を内容とする委託契約上の債務不履行であり、これにより投資信託受益権を喪失して、同受益権解約金相当額の損害を被ったとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、また、仮に、解約手続が有効であるとしても、その後の弁済充當ないし相殺が無効であるとし、同委託契約の解約金返還履行請求として、解約金相当額865万8424円及びこれに対する平成24年4月26日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

②判旨

民事再生法93条2項2号の適否については、「Xが、本件管理委託契約に従って本件投資信託受益権の管理をYに委託している場合においては、本件投資信託受益権分について解約実行請求をして解約金の支払を得ようとしても、本件投資信託受益権を振替受益権としてYが管理しているため、Yを通じてしか同解約金の支払を受けることができない仕組みとなっているものと認められるのである。

以上によれば、YのXに対する本件解約金返還債務は、原告が再生手続開始申立てをする前に締結された本件取引規定を内容とする本件管理委託契約に基づき、Yが本件投資信託受益権を管理していることにより、本件投資信託受益権分の解約によって解約金がYに交付されることを条件として発生し、Yは、かかる停止条件付きのものとして本件解約金返還債務をXの再生手続開始申立て前に負担したところ、Xの再生手続開始後に本件解約金がYに交付されたため、上記停止条件が成就して、Xに対して本件解約金返還債務として負担するに至ったものであるが、当時なおXとYの間には本件管理委託契約が存続し、これに従って本件投資信託受益権はYによって管理されていたのであり、Yは、本件管理委託契約を包含する上記仕組みに従って、上記停止条件成就によりXの再生手続開始申立て後にXに対して本件解約金返還債務を負担したものであるから、本件解約金返還債務の負担は、YがXの再生手続開始申立てを知った時より前に生じた本件管理委託契約等という原因に基づく場合に当たるものというべきである。」

(1) 判決は、本件と同様、支払停止後の債務負担が「前に生じた原因」に該当す

るかどうかが問題となった事案で、破産法71条1項3号及び同条2項2号の趣旨を明らかにしたものである。すなわち、破産法71条1項3号による相殺禁止については、破産手続開始決定を受けた場合にも相殺を無制限に認めてしまうと、「債権者間の公平・平等な満足を目的とする破産制度の趣旨が没却されることになる」ことから設けられている。これに対して、破産法71条2項2号による相殺禁止の適用除外は「相殺の担保的機能を期待して行われる取引の安全を保護する必要がある場合に相殺を禁止しないこととしているものと解される」とした。(1)判決におけるこの判断枠組みは、再生手続の事案である本判決にも踏襲されている。中でも、本判決では、民事再生法93条2項2号の趣旨について、「取引の安全」の代わりに「合理的」という文言が使用されていることから、従来から学説において用いられてきた「正当な相殺期待」や「合理的な相殺期待」を採用したものと評価されている¹¹

次に(2)判決は、本件と異なり、破産手続開始後に停止条件が成就した場合の相殺の可否が問題となった事案である。民事再生法には規定のない破産法67条2項の趣旨を「相殺の担保的機能に対して有する期待を保護しようとする点にある」と捉え、破産債権者は、その債務が停止条件付である場合には、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産手続開始決定後に停止条件が成就したときにも、特段の事情のない限り、相殺をすることができると判示したものである。

(3)判決は、破産手続開始決定後に破産管財人が解約実行請求したことで解約金支払債務が生じた事案である。(2)判決を引用して、破産手続開始後の停止条件成就による債務負担の場合の相殺について、特段の事情がない限り破産法67条2項後段により相殺が許されるとした上で、相殺を否定すべき特段の事情は認められないとして、相殺を肯定している。

(4)判決は、(3)判決の影響を受けたとみられる。(4)判決は、本判決と同様の事案であるが、再生手続開始申立後に販売銀行によって銀行取引約定に基づいて解約実行請求がなされたものであった。投資信託受益権の解約金支払債務が民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に基づく場合に該当するかについては、投資信託受益権が管理委託契約によって販売銀行のもとで管理されている限り、販売銀行

¹¹ 山本・前掲注3) 9頁(2014)、高田・前掲注3) 142頁参照。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

を通じてしか解約金の支払を受けられないことから、民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に当たるとして、相殺を認める判断をしたものである。

こうした状況から、本件も、(4)判決と同様、相殺を肯定する判断をする可能性が高いとみられていた。確かに、本件の原判決では相殺が認められたものの、本判決は支払停止後の解約金支払債務の負担については「前に生じた原因」に当たらないとして、相殺を否定する結論を導いている。本判決がこうした結論に至った背景には、当然学説の影響があるものと考えられる。

6 合理的相殺期待に関する学説の展開

本件のような場合に、投資信託受益権の解約金支払債務と再生債権との相殺が許されるか否か、すなわち、民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に該当するか否かについて、学説は、これに該当するとして、相殺を肯定する見解¹²と、該当しないとして、相殺を否定する見解¹³とに分かれる。

そもそも、民事再生法93条2項2号による相殺禁止の例外が認められるのは、債権者の有する合理的な相殺期待を保護することにあるとされており、その点については、趣旨を同じくする破産法71条2項2号に関する判例と同様、学説においても一致して認められている¹⁴。

その際、民事再生法93条2項2号の「前に生じた原因」に該当するためには、債務の負担の原因が合理的な相殺期待を生じさせる程度に直接的であることが必要である¹⁵。5において触れたように、従来から判例は、必要とされる相殺期待の強さをはかる物差しとして、いくつかの判断要素を事案毎に考慮した上で、相

¹² 中西・前掲注2) 27頁以下、高山=辻岡・前掲注2) 10頁以下、本多・前掲注2) 106頁以下参照。

¹³ 岡正晶「倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする相殺」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念『現代民事法の実務と理論(下)』(きんざい、2013) 162頁以下、野村・前掲注2) 173頁以下、木村・前掲注2) 78頁以下、伊藤尚・前掲注4) 62頁参照。

¹⁴ 5において取り上げた(1)判決参照。伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』(有斐閣、2014) 482頁は、破産法71条2項2号について、「前に生じた原因」にもとづく債務負担の場合に相殺が許されるのは、「相殺禁止の要件が満たされる時期以前に破産債権者が正当な相殺期待をもっていただとみなされることによる」とする。

¹⁵ 山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』(弘文堂、2015) 260頁〔沖野眞巳〕、伊藤・前掲注14) 482頁、伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』(弘文堂、2014) 560頁参照。

殺の可否を判断してきた。それにより、強い振込指定、代理受領、そして取立委任手形の場合については一般に「前に生じた原因」と認められている¹⁶。

このような判例の判断枠組みを分析した上で、学説も、①相殺の対象となる受働債権の発生原因の特定性（受働債権発生の実定性）、②債務者・第三債務者に課せられる拘束力の強さ、が相殺の担保的機能への期待の強さを量る判断要素であると捉えている¹⁷。さらに、③固有の換価権の存在、を判例は重視しているとする見解もある¹⁸。しかし、これらの判断要素は、どこに着眼点を置くかによって、その結論が変わりうる¹⁹。実際に、本件では、本件管理委託契約等による当事者への拘束力の強さや、本件受益権の換価方法として解約以外の方法が存在すること等に対する評価が分かれた結果、原判決のように相殺を肯定するものと、本判決・第1審判決のように相殺を否定するものと結論が分かれている。先に触れたように、学説も同様の状況にある²⁰。そのため、このような判断基準により合理的相殺期待を判断する方法は明確でないとの批判もある²¹。

これに対して、本件原判決や第1審判決との関係では既に、従来の判断要素とともに、本件が、通常の相殺、すなわち当事者間で当初から債権債務の対立がある場合とは異なっている点や、債権者代位権の行使によってしか相殺をなしえなかった点、そして一般債権者の平時における回収の期待の有無等、にも留意して

¹⁶ 伊藤・前掲注14) 483頁、園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂、2013）498頁〔山本克己〕参照。「強い振込指定」については名古屋高判昭和58年3月31日判時1077号79頁。「代理受領」については横浜地判昭和35年12月22日判タ122号18頁、「取立委任手形」については本稿5(3)判決参照。

¹⁷ 藤田・前掲注7) 1172頁は、①について、受働債権が発生する見込みすら不確定であれば担保的機能への期待が弱くなること、②について、振込指定を例に、債務者が一方的に撤回・変更できず、第三債務者が他の方法による弁済をなしえない場合には担保的期待が存在することを指摘する。

¹⁸ 藤田・前掲注7) 1174頁、高山＝辻岡・前掲注2) 10頁参照。

¹⁹ 本件について、中西・前掲注2) 29頁は、一部解約が換価方法として一般的である以上、本件の受働債権は担保権の目的となり得る財産的価値を有しているということができるとして、本件債権債務の対立をもって合理的相殺期待が基礎づけられるとするのに対し、伊藤・前掲注14) 482頁、岡・前掲注13) 162頁は、本件管理委託契約のみをもって合理的相殺期待を生じさせる程度の直接の原因といえるか疑問であるとする。

²⁰ 前掲注12)・13) 参照。

²¹ 岡・前掲注13) 155頁参照。内海・前掲注3) 197頁は、本判決と原判決に現れているように、着眼点の取捨選択等によって相反する評価が不可能ではないという弱点がつきまとうと指摘する。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

債権者の合理的相殺期待を判断すべきであるとの指摘もなされていた²²。

加えて、相殺を否定する立場から、本件解約金支払債務が、第三者から入金されればY銀行が支払うという代理受領的なものに過ぎず、このように、第三者に対する債権の価値変形物が入金されることを停止条件とする債務を受働債権とする相殺については、そもそも許されないとする見解（価値変形説）がある²³。この見解は、破産手続を手掛かりに、本来、破産手続が開始されると、投資信託受益権にも破産債権者全体のため差押債権者の地位が成立するものと捉え、本件のような支払停止後の例についても、差押債権者と同視しうる地位が成立し、処分禁止効を生ずるとみるものである。そして、この点は再生手続にも同様に当てはまるとし、差押債権者に対抗できるような別除権的正当化根拠を有していない限り相殺は認められないとする。価値変形説に従えば、本件については、本判決と同様、相殺が許されないとの帰結に至る。

7 本判決の検討・その射程

以上のような従来の判例や学説を踏まえた上で、本判決は、合理的な相殺期待に着目し、判断枠組みの中核に据えている²⁴。

その上で、合理的な相殺期待に関する具体的な判断要素として、①Xの投資信託受益権についてはすべての再生債権者が責任財産としての期待を有しており、本件解約金支払請求権は投資信託受益権と実質的に同等の価値を有すること、②Xは、自由に他の振替先口座に振替が可能であったことから、解約金支払債務の負担が確実であったとはいえないこと、③Y銀行が相殺するには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づいて解約実行請求するほかなかったこと、を挙げて、

²² 岡・前掲注13) 163頁、野村・前掲注2) 173頁、木村・前掲注2) 79頁、伊藤尚・前掲注4) 62頁参照。

²³ 中西正「民事手続法における相殺期待の保護（上）」NBL1046号42頁以下（2015）参照。高田・前掲書注3) 143頁は、この見解を「価値変形説」と呼ぶ。

²⁴ この点について、山本・前掲注3) 10頁は、本判決が相殺への期待の合理性に直接着目し、停止条件付債務が危機時期前に既に成立しているにもかかわらず、「前に生じた原因」には当たらないとしたことについては、一種の解釈による立法に等しい行為との見方を示す。これに対して、畑・前掲注3) 25頁は、相殺への期待の合理性への直接的な着目は、従来の判例にも既に見られる傾向である旨指摘する。

これらを総合的に検討し、本件の合理的相殺期待を否定している。

これらの判断要素のうち、本判決は、④を決定的な要素とし、①・②については補強的な要素と捉えている²⁵。しかし、これまでの判例は、本件原判決や第1審判決も含めて、判例や学説で用いられてきた①・②の判断要素、すなわち、①についての検討が中心であった。また、②については、本件原判決等との関係で学説でも指摘されていた観点であり、従来は③に関連する。これに対して、本判決の決定的要素である④については、価値変形説を除けば、これまでの判例でも取り上げられておらず、本判決において新たに加えられた視点であると見ることができる。債権者平等原則を基本原則とする民事再生法の趣旨に鑑みれば、必要な視点といえる。

そのため、本判決の射程は、民事再生のみならず、破産、会社更生、特別清算にも広く及ぶものと解されている²⁶。加えて、④を合理的相殺期待の最大の根拠と捉える限り、①・②の状況が異なる、例えば、他の金融機関への口座振替の変更を不可とする契約があった場合や Y 銀行に解約実行請求の行使を認める条項を契約上設けていた場合でも、相殺を認めないとする結論は動かないことになる。そうすると、本判決の射程は、これまで相殺を許容していた「強い振込指定」や「代理受領」、「手形の取立委任」の例にも及ぶことになろう。

ただし、本判決の④・①・②いずれの判断要素を決定的とみるかにより、事案によっては結論も変わりうる。仮に、④又は②の判断要素を重視すべきと解した場合は、本判決と異なり、合理的相殺期待が認められる可能性がなお残されることになる²⁷。その点は、相殺を許容していた従来判例に関しても同様であり、本判決との差異化を図る検討も試みられている²⁸。

²⁵ 山本・前掲注3) 11頁、杉本・前掲注3) 35頁も④が決定的であるとする。これに対して、内海・前掲注3) 197頁は、本判決の力点は①・②にあるとする。

²⁶ 山本・前掲注3) 14頁、畑・前掲注3) 25頁、近藤・前掲注3) 312頁参照。本判決を事例判断と評価するものとして、内海・前掲注3) 197頁。

²⁷ 山本・前掲注3) 11頁参照。

²⁸ 山本・前掲注3) 12頁以下参照。

再生債権者が投資信託の解約金支払債務を受働債権としてする相殺の可否：上江洲

8 今後の課題

本判決の射程が、倒産手続開始後に条件が成就して解約金支払債務が発生したケースにも及ぶかについては、破産手続の事例である(2)判決との関係が問題になる。

(2)判決は、破産法67条2項の趣旨を、相殺の担保的機能に対して有する破産債権者の期待を保護しようとする点にあると捉えて、特段の事情がない限り、相殺を認めるものであるが、本判決の枠組みに照らせば、「特段の事情」に該当し、相殺は認められないこととなる。

さらに、再生手続の場合には、破産法67条2項に該当する規定がないので、そもそも相殺が許されるか否かにつき、見解が分かれている。従来相殺を否定する見解は、破産法67条2項のような相殺を許容する規定が存在しないことを重視して、特に、再建型手続においては相殺を広く認めるべきではないことが理由とされてきた。

いずれの場合についても、本判決を踏まえれば、相殺を否定する結論を導きうるが、従来議論や(2)判決との関係、さらには、相殺共通ルール立法化の要否も含めて、引き続き検討が必要であり、今後の課題と言える²⁹。

²⁹ 山本・前掲注3)14頁以下、畑・前掲注3)25頁、高田・前掲注3)143頁参照。